

特定非営利活動法人 Bon Voyage 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Bon Voyageという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ボートレース事業が有する社会的意義及び公益性について広く理解を促進するとともに、ボートレースを通じて地域社会との連携を深め、未来を担う子ども及び若者の健全な育成、地域への愛着の醸成、若者の定住促進並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域活性化及びまちづくりに関する事業
 - ② ボートレースを始めとするスポーツ文化の普及及び地域交流に関する事業

- ③ 国際交流及び海外との文化及びスポーツ交流事業
- ④ 子ども及び若者の健全育成を図る事業
- ⑤ 福祉施設、高齢者施設及び障害福祉施設等との交流事業
- ⑥ キャリア教育の普及啓発に係る物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営及び活動に参画する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援する個人、法人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、会員として入会しようとする者が次の各号の一に該当すると思料する場合は、入会を拒むことができる。

(1) 内部規定として定めた事項に抵触すると認められるとき、またはその他理事会が不適当と認める相当の理由があるとき。

4 理事長は、前2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に

退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員 及 び 職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 暴力団その他反社会的勢力との関係が判明したとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに、各正会員に対し通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下「オンライン会議システム」という。）によって総会に出席し、表決すること若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、第 2

9条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、

その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席（書面若しくは電磁的方法又はオンライン会議システムによる出席を含む。）がなければ開会することができない。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法又はオンライン会議システムによって理事会に出席し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産に関する1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決を経た者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びホームページに掲載して行う。ただし、貸借対照表に関する公告については法人ホームページに掲載し行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	白井英治
副理事長	赤瀬貴芳江
理事	石井和幸
監事	秋山哲朗
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年10月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費

正会員	30,000 円 (1年間分)
賛助会員	20,000 円 (1年間分)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人Bon Voyage

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	しらい えいじ 白井 英治	[REDACTED]	無
副理事長	あかせ たかえ 赤瀬 貴芳江	[REDACTED]	無
理 事	いしい かずゆき 石井 和幸	[REDACTED]	無
監 事	あきやま てつろう 秋山 哲朗	[REDACTED]	無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

- 2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

課題：山口県では若者の県外流出が続いており、地域で働き、暮らし続けるための選択肢や魅力を伝えることが必要。

着眼点：山口県内には、地域に根ざしながら全国で活躍できるスポーツや仕事があり、そうした働き方や地域との関わりを若者に知ってもらうことができる。

活動：スポーツを通じた若者の健全育成、職業・キャリアについての情報発信、地域交流、社会貢献活動などを行う。

目指す姿：若者が地域に可能性を感じ、地域に住み続けたり、地域と関わり続けたりできる環境づくりにつなげる。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、山口県を拠点としながら全国で活動するプロアスリート（ボートレーサー）として活動する中で、地方に暮らしながら全国を舞台に活躍することができる働き方を経験してきました。

その一方で、山口県においては、進学や就職などを契機として若い世代が県外へ転出する状況がみられます。地域の将来を考える上で、若者が地域で暮らし、働き、活躍することのできる選択肢を知る機会増やすことが必要であると考えようになりました。山口県では、こうした人口移動の実態を地域・年代・性別などで分析できる公式ダッシュボードも公開されています。

また、競艇をはじめとするスポーツには、競技そのものに加え、人材育成、交流の促進、地域貢献など、地域社会にさまざまな形で関わる可能性があります。

これまで培ってきた経験や人的ネットワークを個人の活動にとどめるのではなく、広く地域社会のために活かし、若者の健全育成や地域での活躍を支える継続的な活動として展開するためには、公益的な組織として取り組むことが必要であると考えました。

このような思いから、賛同する仲間とともに検討を重ね、特定非営利活動法人Bon Voyageを設立することとしました。

令和 8年 9月14日

特定非営利活動法人Bon Voyage

設立代表者 住所又は居所

氏 名 白井 英治

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9 年 10 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Bon Voyage

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 地域活性化及びまちづくりに関する事業	・地域清掃その他、河川・海岸などの清掃や保全活動を目的とした社会貢献活動	(A)年2回(5月と8月に行う。) (B)山口県下関市(北浦地区)、光市(虹ヶ浜地区) (C)15人	(D)海岸利用者並びに近隣住民 (E)不特定多数	700
	・教育機関及び地域団体と連携したイベントや体験会の開催 ・災害発生時の支援及び協力体制の構築 ・災害に対する意識向上を目的とした啓蒙活動	(A)年3回(12月と4月と10月に行う) (B)山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口市(維新みらいふスタジアム) (C)15人	(D)来場者並びに施行者(山口県下市町) (E)不特定多数	400
	・セカンドキャリア支援に関する講習会及びセミナー開催。	(A)年2回(夏と冬に開催する。) (B)地域交流センター等 (C)各8人×2=16人	(D)セカンドキャリア支援に関心がある企業・団体 (E)不特定多数	240

②	ボートレースを始めとするスポーツ文化の普及及び地域交流に関する事業	・各地域で催されるイベントに参加し、モーターボート事業が地域貢献を推進するために活動している旨を幅広い方々に認知してもらう活動。 ・子ども達からみてモーターボートレーサーが将来の夢となる様な説明を行う活動。	(A) 年3回(12月と4月と10月に行う) (B) 山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口県下その他 (C) 15人	(D) 来場者並びに施行者(山口県下市町) (E) 不特定多数	400
		・学校、教育機関との意見交換会	(A) 年1回(不定期) (B) 山口県下教育機関 (C) 各3人×2=6人	(D) 関心のある教育者 (E) 不特定多数	50
③	国際交流及び海外との文化及びスポーツ交流事業	・スポーツを通じた国際交流活動	・本年度は実施予定なし		
④	子ども及び若者の健全育成を図る事業	・職業体験イベントの実施	(A) 年2回(5月と10月に行う) (B) 山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口県下その他 (C) 15人	(D) アスリートに関心がある小中学生 (E) 10名程度	200
		・子ども・若者の学習、スポーツ、文化活動を支援する事業	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 希望する若者 (E) 数名程度	200
⑤	福祉施設、高齢者施設及び障害福祉施設等との交流事業	・福祉施設、高齢者施設及び障がい者福祉施設との交流イベント	(A) 春・秋 1回ずつ (B) 県内福祉施設 (C) 3人	(D) 関心のある市民 (E) 不特定多数	50
⑥	キャリア教育の普及啓発に係る物品販売事業	オリジナルグッズ作成販売 ・小・中・高校生及び関心のある方々から広くデザインの素となる案を募集する。	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 作成販売業務に関心がある方 (E) 不特定多数	600
		飲食出店販売(キッチンカー) ・各種イベント会場にて販売実践(補助)体験を行う。 ※体験希望者は原則高校生以上	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 飲食出店販売に関心がある方 (E) 不特定多数	301

令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Bon Voyage

1 事業実施の方針

- ・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・更に認知度を高める情報発信を行い、より多くの地域住民及び若者達の交流を拡げていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 地域活性化及びまちづくりに関する事業	・地域清掃その他、河川・海岸などの清掃や保全活動を目的とした社会貢献活動	(A)年2回(5月と8月に行う。) (B)山口県下関市(北浦地区)、光市(虹ヶ浜地区) (C)15人	(D)海岸利用者並びに近隣住民 (E)不特定多数	700
	・教育機関及び地域団体と連携したイベントや体験会の開催 ・災害発生時の支援及び協力体制の構築 ・災害に対する意識向上を目的とした啓蒙活動	(A)年3回(12月と4月と10月に行う) (B)山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口市(維新みらいふスタジアム) (C)15人	(D)来場者並びに施行者(山口県下市町) (E)不特定多数	400
	・セカンドキャリア支援に関する講習会及びセミナー開催。	(A)年2回(夏と冬に開催する。) (B)地域交流センター等 (C)各8人×2=16人	(D)セカンドキャリア支援に関心がある企業・団体 (E)不特定多数	240

②	ボートレースを始めとするスポーツ文化の普及及び地域交流に関する事業	・各地域で催されるイベントに参加し、モーターボート事業が地域貢献を推進するために活動している旨を幅広い方々に認知してもらう活動。 ・子ども達からみてモーターボートレーサーが将来の夢となる様な説明を行う活動。	(A) 年3回(12月と4月と10月に行う) (B) 山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口県下その他 (C) 15人	(D) 来場者並びに施行者(山口県下市町) (E) 不特定多数	400
		・学校、教育機関との意見交換会	(A) 年1回(不定期) (B) 山口県下教育機関 (C) 各3人×2＝6人	(D) 関心のある教育者 (E) 不特定多数	50
③	国際交流及び海外との文化及びスポーツ交流事業	・スポーツを通じた国際交流活動	・本年度は実施予定なし		
④	子ども及び若者の健全育成を図る事業	・職業体験イベントの実施	(A) 年2回(5月と10月に行う) (B) 山口県下関市(下関競艇場)、周南市(徳山競艇場)、山口県下その他 (C) 15人	(D) アスリートに関心がある小中学生 (E) 10名程度	200
		・子ども・若者の学習、スポーツ、文化活動を支援する事業	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 希望する若者 (E) 数名程度	200
⑤	福祉施設、高齢者施設及び障害福祉施設等との交流事業	・福祉施設、高齢者施設及び障がい者福祉施設との交流イベント	(B) 春・秋 1回ずつ (B) 県内福祉施設 (C) 3人	(D) 関心のある市民 (E) 不特定多数	50
⑥	キャリア教育の普及啓発に係る物品販売事業	オリジナルグッズ作成販売 ・小・中・高校生及び関心のある方々から広くデザインの素となる案を募集する。	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 作成販売業務に関心がある方 (E) 不特定多数	698
		飲食出店販売(キッチンカー) ・各種イベント会場にて販売実践(補助)体験を行う。 ※体験希望者は原則高校生以上	(A) 随時 (B) 問合せ時 (C) 2人	(D) 飲食出店販売に関心がある方 (E) 不特定多数	300

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和 9年10月31日まで

特定非営利活動法人Bon Voyage
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	420,000		
賛助会員受取会費	500,000	920,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	1,500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
グッズ販売事業収益	1,080,000	1,080,000	
5 その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			3,500,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	970,200		
法定福利費	16,978		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	987,178		
(2) その他経費			
地代家賃	315,000		
水道光熱費	100,800		
通信費	105,000		
旅費交通費	96,000		
会議費	52,000		
消耗品費	221,000		
講師謝金	150,000		
イベント開催費	470,000		
外注製作費	384,000		
広告宣伝費	201,000		
会場費	60,000		
その他経費計	2,154,800		
事業費計		3,141,978	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	138,600		
法定福利費	2,426		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	141,026		
(2) その他経費			
地代家賃	45,000		
水道光熱費	14,500		
通信費	15,000		
印刷費	12,000		
消耗品費	10,000		
広告宣伝費	10,000		
支払手数料	110,000		
その他経費計	216,500		
管理費計		357,526	
経常費用計			3,499,504
当期経常増減額			496
当期正味財産増減額			496
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			496

令和9年度 活動予算書
令和9年11月1日から令和10年10月31日まで

特定非営利活動法人Bon Voyage
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	420,000		
賛助会員受取会費	500,000	920,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	1,500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
グッズ販売事業収益	1,300,000	1,300,000	
5 その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			3,720,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	970,200		
法定福利費	16,978		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	987,178		
(2) その他経費			
地代家賃	315,000		
水道光熱費	100,800		
通信費	105,000		
旅費交通費	96,000		
会議費	52,000		
消耗品費	221,000		
講師謝金	150,000		
イベント開催費	470,000		
外注製作費	480,000		
広告宣伝費	201,000		
会場費	60,000		
その他経費計	2,250,800		
事業費計		3,237,978	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	138,600		
法定福利費	2,426		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	141,026		
(2) その他経費			
地代家賃	45,000		
水道光熱費	14,400		
通信費	15,000		
印刷費	12,000		
消耗品費	10,000		
広告宣伝費	10,000		
支払手数料	110,000		
その他経費計	216,400		
管理費計		357,426	
経常費用計			3,595,404
当期経常増減額			124,596
当期正味財産増減額			124,596
前期繰越正味財産額			496
次期繰越正味財産額			125,092